

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

所定疾患施設療養費について

- (1)対象となる入所者の状態は次の通りです。
- ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- (2)上記で治療が必要となった入所者に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- (3)診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- (4)請求に際して、診断、行った検査、治療内容等記載する。
- (5)算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤の内服・抗生剤の点滴注射・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
尿路感染	血液検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤の内服・抗生剤の点滴注射・水分補給(経口・点滴)・酸素など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	皮膚科受診し、带状疱疹にて施設での対応可能と判断され、内服薬のみではなく、抗ウイルス剤の点滴注射の指示が出た場合のみ算定可能。

所定疾患施設療養費算定状況

診断名/年月		令和 1年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数										2		
	治療日数										6		
尿路感染	人数	1	1	2		1	1		1	1			4
	治療日数	4	3	11		6	1		6	5			23
带状疱疹	人数												
	治療日数												

令和2年4月1日現在